

# 子ども・子育て会議（第33回）

## 議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

# 子ども・子育て会議（第33回）

## 議 事 次 第

日 時 平成29年12月15日（金）13:00～15:00

場 所 中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

1．開 会

2．議 事

（1）公定価格について

（2）その他

3．閉 会

無藤会長 それでは、定刻となりましたので、第33回「子ども・子育て会議」を開始いたします。

お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

西川参事官 委員の御出欠について御報告申し上げます。

佐藤委員、中川委員におかれましては、所用により御欠席です。

尾崎委員については近藤雅宏代理人、徳倉委員におかれましては篠田厚志代理人、蜂谷委員におかれましては杉崎友則代理人、安永貴夫委員におかれましては山本代理人、廣島委員におかれては溝口代理人、それぞれ代理の方に御出席をいただいております。

なお、尾木委員におかれては、少し時間おくれて御到着されると伺っております。

本日につきましては、会議の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

無藤会長 ありがとうございました。

資料につきましては、議事次第に記載のとおり、資料1から参考資料3までお配りしてございます。漏れなどがあれば、事務局にお申しつけください。

なお、資料1「公定価格に関する議論の整理（案）」につきましては、11月に基準検討部会で2回にわたり御議論いただいた内容をまとめて、私のほうから事務局に対して今後の検討課題につき整理するように指示し、作成していただいたものでございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の予定でございますけれども、まず公定価格について、そしてその他としては、新しい経済政策パッケージについての御報告をいただきます。それら一括して事務局からの説明を受けた後に御議論をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

西川参事官 まず参考資料1-1を御説明させていただきます。

平成29年度幼稚園・保育園・認定こども園等の経営実態調査の集計結果ということです。調査の目的、調査対象、回収状況等々を記載しています。調査項目につきましては、(5)の で昨年度の各施設の収支の状況、職員の給与の状況、職種別の配置の状況です。

収支の状況ということで、まず保育所に関しましては、私立、これは社会福祉法人会計に即して整理いたしています。 で平均利用定員数、児童数ということで、今回の調査の集計結果、90人余りの定員数、児童数ということで、上のほうに行きまして、保育事業収益ということで、自治体からの委託費が年間1億1,400万円。

それから、支出のほうに目を落としていただきまして、人件費、事業費、管理費に相当いたします事務費ということで、それぞれ8,300万、1,300万、850万という支出です。

収支差額ということで、一時的、臨時的な収入とか支出は除かせていただいて集計したところ、586万ということで、収入に対しては5.1%です。

公立保育所につきましては、 の上から2つ目のとおり、会計処理が非常に難しい点で私立保育所と単純に比較できない点には留意が必要かと思っております。

次の3ページから4ページは幼稚園で、幼稚園につきましては、私立は学校法人会計に従って整理をいたしています。

4ページが認定こども園ということで、認定こども園の場合は私立、学校法人、社会福祉法人、それぞれございますけれども、社会福祉法人に即して集計しています。そして公立ということでもあります。

次の5ページが地域型保育事業ということで、家庭的保育から事業所内保育までそれぞれのもを集計いたしています。

6ページ、職種別職員1人当たり給与月額ということで、私立、公立の差、それから常勤、非常勤ということで、また、施設長、主任保育士以下、分けて集計しています。この保育所の例でいけば、一番中核的な人材としては上から3つ目の保育士です。

次のページで今度は幼稚園、8ページは認定こども園ということで、同じような方法で集計いたしたものです。

9ページから12ページにかけ、地域型保育事業の各メニューで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育それぞれの職種の方々の常勤、非常勤というところで集計いたしています。

3番目の調査項目である職種別の人数の配置状況を、13ページから私立、公立ということで載せています。例えば、13ページの保育所で見ていただきますと、私立、一番左のところと公定価格基準上の配置の人数、予算上の配置の状況と、それから実際の配置状況で、

の上から2つ目のとおり、各種加算ですとか、都道府県・市町村ごとの単独事業もございしますので、公定価格基準と実際の配置で若干乖離があります。

部会委員の皆様にはおさらいということですが、簡単に御紹介させていただきました。

資料1に戻っていただきまして、公定価格に関する議論の整理ということで、この2回の基準検討部会での意見を整理したものです。全て紹介すると時間を要しますもので、簡単に御紹介させていただきます。

3つの論点に即しまして、1つ目が、「運営実態を踏まえた公定価格設定の適正化」で、例えば一番上のところで、人件費、事業費、管理費という3つの大きなカテゴリーの中の管理業務の効率化などコスト削減を検討すべき。

2つ目で、子供のために使われるべき事業費については十分なのか分析が必要ではないかと。

次のところでは、2号児、3歳から5歳のお子さんの給食の費用について、主食分は今、公定価格に含まれていないので、含めるべきではないかと。

次のところは加算です。各種加算について、十分ではないのではないかと。そういったような御意見が出ています。その2つぐらい下のところで、各施設の規模、地域、法人種別の違いを踏まえて収支差をどう評価するのかと。

そういったような御意見が幾つか出されておりましたので、本日、参考資料1-2、青い紙で横表のデータをお示しいたしています。全国からいただいた調査票の詳細な分析は

まだ今日間に合っていないわけですが、速報としてお示しするものです。上から地域区分別ということで、全体平均からその横で100分の20地域、これは東京ほか都市部の地域で、右のほうに行くほど都市部から地方に移っていくという地域区分になってございます。それぞれ地域区分ごとに加算がなされているわけですが、一つ一つのデータを見たときに少し出張っているようなデータもございますけれども、基本的に何らかの傾向というものは見てとれないのではないかと見ています。

その下が定員規模別ということで、60人以下の比較的小さいところから、一番右端の規模の大きい園、保育所・幼稚園・認定こども園というところで見ています。地域区分別と同様に、より詳細な分析は必要かと思えますけれども、一見して何らかのトレンドがあるということではないと見ています。

一方、その下の法人規模別というところで、近年1法人でたくさんの施設を運営する事業体が出てきています。1法人1施設のところ、2施設のところ、それぞれの規模別に見て、比較的大きいところは収支差が高いという傾向が見てとれます。

戻っていただきまして、1ページ、さまざまな立場から御意見をいただいております。

2ページで、事務局として今後の方向性ということで整理をさせていただいております。1つ目の で、公定価格の個々の経費の設定、それから積み上げ方式ということで、それぞれの経費を設定していますが、それと実態調査上出てくるような実際の各施設の運営コストを比べたときに、経費の設定が妥当なのかどうかということの検証・分析。

2つ目の が、医療や介護も同様のめり張りということで進められていますけれども、この公定価格で一律に基本単価ということで設定している部分は、加算化あるいは減算化していくほうに移行していくような検討。

3つ目が、複数施設を設置しているような一定規模の法人に係る、人件費、事業費、管理費のうち、特に管理業務の費用についての調整措置についての具体的な検討ということです。

2つ目の論点にある「教育・保育の質の向上」ということで、1つ目のポツとしては、保育士等が長く働き続けるためのキャリアアップの仕組み等を構築していくべきではないか。

平均給与という点では、まだほかの業種に比べて低いので、これまで累次にわたって処遇改善を進めていますけれども、さらなる処遇改善が必要ではないか。また、研修機会の確保も必要だということ。

それから、代替職員の問題、あるいは非常勤職員の問題というような点で御指摘をいただいております。

3ページ、今後の方向性ということで整理を我々のほうでしています。近年、26年度、27年度、28年度と人事院勧告に準拠いたしまして、このプラス改定に従いまして処遇改善を進めていますけれども、今年度についても人事院勧告はプラス改定でございましたので、これを踏まえた給与改善ということをしっかり反映させるべきではないかと。

それから、処遇改善加算、特に今年度からスタートしている処遇改善加算 が職員給与に反映できているのかどうかを実態把握し、検証・分析していくべきではないかと。

3番目の は、子供・保護者のための保育の質の見える化をより進めていくべきではないかと。

最後に、いわゆる0.3兆円メニューで、保育の質の向上のためのメニューということが宿題になってございますので、しっかり財源確保をしていくべきではないかということです。

最後に3番目の「経営実態調査を含めた今後の実態把握のための課題」ということで、いろいろ意見が出ています。これらにつきましては、4ページの今後の方向性というところでおおむね整理をさせていただいています。そもそもこの調査の設計・方法につきまして、技術的、専門的な検討を要する部分が相当ございます。プレ調査を踏まえて今回初めてやったわけですが、各種法人の会計基準の違い、公定価格以外にもさまざまな補助事業とか地方単独事業、園ごとの実費徴収とかがございますので、そういったものを分けて収支を検討できないかということ。

さらには、収支差が注目を浴びますけれども、収支差だけではなく、より各施設・法人の経営実態を明らかにするような方法も検討するべきではないかと。

回答率が必ずしも高くなかったという反省もありますので、回答率を高めるために各記入者の負担を軽減して回答率を高めるような方法を検討してはどうか。

最後に、今回の経営実態調査、本格的なものとして新制度の中で初めて行ったわけですが、今後どういう頻度で実施し、見直しの検討をしていくのかということです。

資料2をごらんいただきまして、「新しい経済政策パッケージ」ということで、12月8日、閣議決定したものです。

目次のところを見ていただきますと、我々の新制度にかかわる部分としては、第2章の「人づくり革命」というところ、そして1番の「幼児教育の無償化」、2番「待機児童の解消」、財源に絡むところで6番に記述が出てまいります。

2-1に「幼児教育の無償化」ということで、この下のほうです。幼児教育・保育の役割、意義というところが2-1から2-2にかけて記述されています。まず、前段で保育の受け皿の拡大、幼児教育の無償化の重要性、その下のほうですけれども、教育・保育の質の向上が重要である。受け皿の拡大、無償化、質の向上がそれぞれ重要であるとが述べられています。

具体的な政策の内容というのが2-2の下に記載されています。2行目に3歳から5歳の話として、全ての子供たちの幼稚園・保育園・認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。

幼稚園・保育所・認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、現場及び関係者の声に丁寧に耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から、来年夏までに結論を出すと記載されています。

3歳から5歳に続きまして、0歳から2歳ということで下のパラグラフでございます。3歳から5歳も含め、待機児童の解消が最重要課題であるということで、子育て安心プランの前倒しで、5年間というところを3年間で32万人の受け皿整備を進めるという政策が打ち出されています。

次のページです。2行目で、待機児童の解消の取り組みとあわせて、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めるということでありませう。

なお書きのところは、働き方の対応と両輪で進めていくということで、短時間勤務の話でありますとか、育児休業あるいは病児保育について重層的に取り組んでいくということです。

真ん中あたりに今度は実施時期が書かれてございます。幼児教育無償化に関しては、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施するということである。あわせて、医療的ケア児のことであるとか、あるいは少子化対策、乳幼児の生育の観点からというようなことが記載されてございます。

次に、2の「待機児童の解消」と四角囲みになっているところで、待機児童の解消について、一部重複する部分もございませうけれども、また改めて書いてございませう。特にこの子ども・子育て会議でも議論がございませう。2-3の下から2行目で「幼児教育の無償化よりも待機児童の解消を優先すべきとの声がある」という認識は、政府としても共有した上で、2019年度から幼児教育の無償化は段階的に進めますけれども、子育て安心プランにつきましても、その1年前の2018年度から早急に実施していくということ。

保育士の処遇改善ということで、ほかの産業との賃金格差がまだ残ってありますものから、さらに処遇改善も進めていくということも総合的に記載されてございませう。

そして、6として「これらの施策を実現するための安定財源」ということである。

2-8のところでは消費税の10%への引き上げによる財源を活用していくということで、この財源として1.7兆円程度で、幼児教育の無償化、待機児童の解消、保育士の処遇改善等々に当てるということである。そして、これらの施策については、2019年10月に予定されている消費税10%の引き上げを前提として実行するということである。

最後の段落で、子ども・子育て拠出金ということで0.3兆円、経済界のほうからいただく拠出金を増額するということである。企業主導型保育事業、それから、0歳から2歳相当部分である保育の運営費に充当していくということで、最後、2-9の一番上で、子ども・子育て支援法の改正法案を次期通常国会に提出するという記載である。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、皆様から御意見、御質問をお願いしたいと思ひませうけれども、きょうは本会議ということで人数が多うございませうので、時間の関係上、お一人2分という非常に短い時間で恐縮でございませうけれども、御協力をよろしくお願ひいたします。

また、資料1に関して御意見をいただく場合、資料1というのは事務局のほうで整理し

た資料ですが、資料のどの部分に関する御意見を明示して御発言を頂戴できれば幸いです。

ということで、また順番に御意見ということなのですが、駒崎委員が早目に退室されるということですので、最初に御発言いただきましょう。お願いします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会の駒崎です。

審議会がかぶってしまって、途中で中座させていただくことをお許しください。

資料のほうは委員資料の中にありますので、それをもとにお話しさせていただきたいと思っております。

1つ、どうせ「無償化」するなら「義務教育化」をということを提言したいと思っております。

この12月8日に閣議決定によって所得に関係なく保育所や幼稚園の3から5歳の保育料を無償化するということが官邸によって決定されてしまいました。当初から私は、無償化よりも全入化ということで優先順位の見直しをずっと提案し続けてきた立場ですので、待機児童が解決していない状況、さらに質の改善分も一銭も入ってきていない状況において、無償化というのは今でも反対しております。が、この無償化が決定ということになってしまった今、その状況をよりよくさせるためにはどうすればいいのかということを考えたので、今後の議論に生かしていけたらいいなと思っております。それが、「無償化から義務教育化へ」という流れでございます。

おめぐりいただきまして、現在、0から5歳児の保育園・幼稚園通所率はこのようになっておりまして、3から5歳児は色がついているところが多いので、多くの児童が保育園か幼稚園か認定こども園には通っているという状況なのですが、しかし、保育園にも幼稚園にもどこにも通えていないという子が実に20万人近くいるという状況になっています。

これは一見、ではインターナショナルスクールのプレかなと思ったのですが、それも大体600人ということで、また、外国人の子弟も多くて一、二万人ということだったので、なかなかそれだけでは説明できないということがあります。実際、ここの20万人の子供たちが何をしているかという情報は一切統計がない状況になっていて、制度と制度のはざまに挟まれている。もしかしたら公的な幼児教育を全然受けられていない子供たちなのかもしれません。

こうした子供たち、大変リスクが高いと考えております。例えば児童虐待に関して、保育所や幼稚園というのはいち早く発見できる装置でもあるわけなのです。しかし、そうした目が届かないという状況があります。さらに、障害があった場合においても、早期発見、そして早期の支援というのが非常に大事なのですが、そうしたサポートがおくれてしまう可能性が大いにあるわけなのです。そうしたことを考えると、3から5歳児の経済的負担がもしゼロになるということであれば、これを機に義務教育にかじを切っていくというふうにしていったらどうかと思っております。

では1点、国際的に目を転じてみますと、各国の義務教育年度というものがあまして、

ドイツが13年、ニュージーランドが12年、イギリスが11年とありますように、決して日本の9年というのは多いわけではありません。また、義務教育開始年次も5歳からというのがイギリス、また、アメリカやドイツでも5歳から入学可能になっているわけです。さらに、皆さんにとっては御案内かと思えますけれども、フランスではエコール・マテルネル、保育学校が3歳から始まっています、ほぼ100%の子供たちが通っているという状況になっています。

次の表は、各国の3から5歳児の幼児教育実施率になっています。日本は各国と比べてそんなに高いわけでもないという状況になっているわけです。ですので、これを機に、最も脆弱性が高いことが予測され得る、保育園にも幼稚園にも行っていない子供たちで、この子供たちというのはもちろん御家庭で一生懸命育てていらっしゃる方が大半だと思いますけれども、しかし、家庭の経済力や保護者の意識によってそれが左右されてしまうという状況に置かれているのは余り望ましいことではないと思うわけでございまして、こうした子供たちに対してすべからず、全ての子供たちに対してセーフティーネットとしての義務教育ということで、保育園や幼稚園、どこかには行くというような状況になっていくことが望ましいのではなからうか。それが人づくり革命なのではないかと思っております。

少なくとも、この制度と制度のはざまにある子供たちに対して何らかの調査というのはぜひしていただけたらなと思っております、これは認可外保育の問題とも極めて深くかわりますので、ぜひ夏の無償化の範囲決定に向けた審議会のために調査というものを行っていただけたらうれしいなと思っております。

あとの事項に関しては、ここに書いてありますので読み上げませんが、1点だけ質問としては、企業主導型保育で勤める保育士さんにも処遇改善はなされるということが内閣府で言われているにもかかわらず、今のところ育成協会では、それは本決まりではないのでということ言われていて曖昧な状況に置かれています。保育士の給与が上げられないという状況です。これに関して公式な声明をいただけたらと思っておりますので、後で全部終わったときに御質問の答えとしていただけたらなと思っております。

以上です。

無藤会長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、また順番の形でよろしいですね。秋田委員、お願いいたします。

秋田委員 東京大学の秋田でございます。

今回、資料2の2-2のところの無償化を段階的に進めてきて、今後、具体的な内容として出された件のところに関してです。諸外国においても3歳から5歳児の幼児教育に所得制限を設けず無償化が進められているということだけが書かれ、そこにイギリス、フランス、韓国が挙がっているのですが、イギリスは最大週30時間、年間38週、フランスも先ほど駒崎委員が説明されましたけれども、幼稚園の時間外は有償になっています。つまり、無償化の範囲はいわゆる教育部分だけあります。また、韓国につきましては、これが日本に一番近いのだと思うのですが、保育園の場合は朝7時半から夜7時半までの部

分も含め無償化になっています。ただし、それだけではなくて必ず全ての無償化に対して評価、第三者の外部評価できちんとチェックが入っていることが極めて大事なところがあります。単にお金をばらまくのではなく、その無償化とセットになるのは客観的な評価での一定の質保障であります。

例えば日本でも、介護サービス等ではきちんと第三者評価が入って、質がよければインセンティブがつくというような形に組み込まれていますので、そのストラクチャーとプロセスとアウトカムというようなところできちんと評価をして、その評価が高いところがきちんとやっていく仕組みが出来ています。韓国について所得制限を設けないということだけが書かれているのですが、きちんと評価を入れていることが大事だと思いますし、韓国の場合を見ますと、きょう調べて韓国から送ってもらったので最新データとして確かですが、幼稚園と保育園と同じ200USドルずつなのですが、例えば幼稚園が終わってからのアフタースクールは64パウチャーが出るのです。なので、みんなが長時間保育園に預ければいいという発想ではなくて、例えば9時から5時でも同じ、あるいは教育でプラスになるような形のインセンティブがちゃんとかかっているわけです。そうしたことを考えていくということが、単に同じ無償なら長時間預けられる方がお得ではないかというような発想にならないで、本当に保育の必要性を考え、幼児教育の質を上げていく構造をつくっていくために必要ではないかと考えます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、王寺委員、お願いします。

王寺委員 全国認定こども園協会の王寺です。

まず、先ほどお答えいただいたものに重複するかもしれませんが、経営実態調査について、認定こども園部分について、さまざまな会計基準があるということで、先ほどお答えいただきましたように正確な実態が反映できるような次回の調査に向けて精査してほしいこと。また、公定価格上に換算されている職員給与についても、次の改定に向けて改めて議論が必要ではないかと思っております。

2番目、キャリアアップ研修について、これは再三お願いしていることですが、全国の都道府県で認定こども園は、2号、3号認定キャリアアップを受講しなければならないというような誤解が生じております。それで認定こども園についての正しいキャリアアップの受講の仕方などを早急に全国に示してほしいということをお願いしたいことです。

3番目、教育・保育の質の向上については、保護者のための保育の質の見える化については、各園の特色などを見る化するだけのものではなく、基礎部分をいかに丁寧に行っているかという視点からの見える化をお願いしたいということ。その点では、保育所指針並びに幼児教育要領を兼ねている私どもの幼保連携型認定こども園教育・保育要領が基本となるべきではないかと思っております。

また、保護者の意見イコール子供の意見ではないということを私どもは思っています。

いつも大人の目線だけの評価にとらわれがちですが、子供の目線ということに対しても、ぜひ自己評価、外部評価、第三者評価などでも加味してもらえるような見える化をお願いしたいと思っております。

最後に、このたびの経済政策パッケージでこれからやるべきことの原理は何であるのかということが明確にわからないということを私どもは思っております。私どもは少子化、高齢化への対応で財源を投資する順番を間違えないでほしいということを思います、間違えると現場で混乱や、効果が薄くなり、また、生産性革命と人づくり改革の基礎基盤を揺るがし得ないかと心配しております。それは、私どもが子供を通して日本を見ているという観点から、子供の育ちの連続性を考えていくと、今、処遇改善などで行われているように、他業種と保育士や保育教諭の賃金格差が生じている事の改善を先に進めていくべきではないかと考えます。優先順位をこの部分へ持っていきますと、幼児教育の保育の質の向上、さらに人材の確保に大変有利になり、それが小学校、そして中学校へという子供の育ちのつないでいけるのではないかと考えております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、太田委員、お願いします。

太田委員 営業部女子課の会、太田でございます。

事前に資料を提出させていただきましたので、それをもとに御意見申し上げます。

本日のテーマではありませんが、私は、保護者の立場から、保護者の多様な働き方に対応した保育所入所選考基準について御意見申し上げます。

社会では、雇用関係によらない多様な働き方が期待されるようになりました。保護者側も子育てと仕事の両立を実現すべく、正社員だけにはこだわらない柔軟な働き方、例えばフリーランスや起業、副業などの新しい働き方に挑戦しております。

しかしながら、現状の保育所入所の選考基準は、働き方、勤務時間を中心に点数化されています。例えば、フリーランスで働く保護者は、一定以上の収入がない場合は、たとえ働く時間が多かったとしても内職とみなされ点数化されず、結果的に待機児童になるケースも現場から聞こえます。なるケースもあります。特に起業や独立当初は事業を軌道に乗せるべく収入も不安定で、柔軟に働くために独立したのに子供の預け先が見つからず、結果的に仕事ができない・稼げない恐怖にさらされております。これは不安ではなく恐怖です。

また、保護者の子育て事情、子育て観も多様です。病児・疾患を抱え看護・養育を優先せざるを得ないという保護者もいます。あるいは、子育て時期に合わせて柔軟に働きたいという人もいます。しかしながら、子供が早いうちから預けなければ保育園には入れない恐怖で、無理してでも早期復職、保活に走るケースも散見されます。いや応なく心身を犠牲にして働き続け、その心身疲労でメンタル不全になる保護者も少なくありません。つまり、預け先の枠を先にとったほうが勝ちという考えが先行してしまい、働く保護者たちは

仕事を失う恐怖、仕事を続けられない恐怖に日々さらされながら、保活にエネルギーを吸い取られてしまっています。

そこでお願いでございます。より多様な働き方、子育て観を持つ保護者が安心して働けるように、保育所の量的拡充と同時に、保育所入所のための選考基準を柔軟に見直していただき、御対応いただけるよう御検討をお願いしたく思います。

次のページからは、プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会作成のフリーランスの方々の保活に関する資料です。お目を通していただければと思います。

以上となります。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

では、奥山委員、お願いします。

奥山委員 奥山です。

私も提出資料を、今の太田委員の後に表裏で1枚つけさせていただいております。本日のメインのテーマとはちょっと異なるかもしれないのですが、そもそも子ども・子育て支援新制度の目的を見たときに、少子化ですとか家庭状況を取り巻く環境の非常に大きな変化に伴い、子ども一人一人の健やかな育ちを見守るために、特に養育している保護者への支援ということも並行してサポートするということが書かれてあったと思います。本日の資料の中でも、乳幼児期に家族、保護者が果たす一義的な役割というのは非常に重要だということが言われている中で、この新制度の中で親へのサポートというのは非常に少ないのではないかと感じております。

今、太田委員からもお話があったように、働き方も多様ですし、多様な家族、課題を抱えている家族も多くなっている中で、その点を踏まえていく必要があると思っております。そういった意味では、親の就労に限らず、また就労の仕方に限らず、子育て家庭への支援が必要ではないかと思っております。少子化が進み、子どもがいる生活イメージを持ちにくい世の中になっております。子育てに対して不安や戸惑いを持っている家庭の不安感を軽減し、親が主体的に自己肯定感を持って子育てができるよう、一時的な支援ではなくて継続的に親子への支援が必要であり、日常的に通える居場所を通して実施していくことが非常に重要ではないかと思っております。

その中で、子育ての仲間を得たり、地域との関係性の中で子どもとの愛着形成や子どもの生涯にわたる成長・発達にとってもとても重要な点が育まれるものだと思っております。私どもの地域子育て支援拠点の利用者も、今は3割以上が育休中もしくは就労中の保護者です。保育所を利用しながら土曜日に活用したり、平日お休みのときに来てくださる方が非常に多いです。子どもが過ごす施設の充実に加えて、少子化、核家族化が進む日本において、親を支える寄り添い型の支援というものもしっかりと質・量ともに拡充をお願いできればと思っております。

また、今もお話がありましたが、一時預かりについても多様な働き方の受け入れ、受け皿になっております。3歳未満児の保育所入所が進む都市部、きょうは横浜の例を次のペ

ージ、カラーページをつけさせていただきましたが、見ていただきますと、10ページですね。0、1、2歳のところの保育の入所率も大分高まってきております。それに伴い在宅のほうは減ってはいるのですけれども、実は地域子育て支援拠点のほうは数もふやしております。また、一時預かり事業の推移を見ていただくとわかるのですけれども、水色のところがいわゆる保育所での一時預かりです。一般型ですね。そして、オレンジ色のところは、横浜の場合は一時預かりについては単独型の専用施設をつくっております、そちらは一般型と地域密着型を活用しているわけなのですが、ここの伸びが非常に高いです。一時預かりのニーズが高まっていることがよくわかります。また、地域子育て支援拠点の中でも加算事業の一部として、少ない人数ですけれども、預かり保育をさせていただいております。

施設型給付の見直しもそうなのですけれども、在宅で子育てしている家庭、それから全ての子育て家庭について、こういった一時的な預かり保育の需要というのは高まっておりますし、このことは子どもたちの育ちや、それから保護者の就労やリフレッシュ、そういった意味で非常に重要な事業だと認識しておりますので、こういったことへも特段の配慮をお願いできればと感じております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、小塩委員、お願いします。

小塩委員 一橋大学の小塩です。

3点申し上げます。

1つは、きょう報告していただいた経営実態調査の見方なのですが、非常に評価が難しいと思います。会計基準がそれぞれの法人によって異なるというのは、やはり致命的ではないかと思います。それぞれの基準にはいろいろな理由、根拠があるかと思いますが、子ども・子育てという観点から統一的な基準をつくることも考えていただきたいと思います。

2点目ですが、保育の質の見える化が重要だという御指摘がありました。私も大賛成なのですが、政策評価をするためには、保育内容の見える化だけではなくて、保育のアウトカム見える化も必要ではないかと思います。例えば保育学あるいは教育学、発達心理学等々の専門家の先生方にぜひ検討していただいて、こういう保育をしたらこういうアウトカムになりますということが客観的にわかるような枠組みをぜひつくっていただきたいと思います。

3点目ですけれども、0.8兆円の拠出金の増額を産業界の方々が検討していただいているということに対しては、私は心から敬意を表します。これを機会に、ぜひ企業の方々、産業界の方々が子育てに対して積極的に発言していただく、コミットしていただくということも重要ではないかと思います。今回の新しい経済政策パッケージの中でも、ワーク・ライフ・バランスが子育てに重要だという御指摘がありました。実は私どもの同僚でも、おっぱいの経済学というのを研究している者がいまして、母乳で育てる確率が高くなるのは

どういうときかという、旦那さんがフレキシブルな雇用形態にあるということが統計的にも確認されているということです。このように、出産・子育てには企業の関与の仕方、働き方も重要だと思しますので、これを機会にして、ぜひ子育てについても企業の立場から御発言を積極的にしていただきたいと思えます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、柏女委員、お願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

では、柏女委員、お願いいたします。

柏女委員 淑徳大学の柏女です。

質の向上と無償化について1点ずつ簡単に意見を申し上げたいと思えます。

細かい話なのですが、質の向上については、保育士養成課程の改正が今、行われておりますけれども、その中で保育士の専門性を生かした保護者支援である保育相談支援の科目が子育て支援の科目等々に統合されようというふうになっております。保育士の専門性を生かした保護者支援は、ソーシャルワークとも違うし、それからカウンセリングとも違う独自のスキルの体系ではないかと思っております。少なくとも統合する場合には、この保育相談支援という用語を残していただき、保育士の専門性を大事にした、保育士が誇りを持てるような、そんな改正をしていただきたいと思えます。これが1点目です。

2点目は、奥山委員の発言に関連してなのですが、在宅子育て家庭に係る子育て費用の無償化もあわせて進めていく必要があるのではないかと思えます。特にファミサポですとか一時預かり事業のバウチャー化その他、そうした在宅で子育てをする方の費用を無償化していかないと、保育サービス利用の流れを加速化させていくのではないかと思えますので、来年までに検討される無償化の範囲をどこまでにするかという議論もあるかと思えますけれども、その中で御議論いただければなと思えます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、加藤委員、お願いします。

加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤でございます。

資料1の下から3つ目のところです。統一書式が可能になれば、IT化を推進して事務能率を確実に上げることができます。保育に専念できる環境をつくっていくために、統一のフォーマットというものを早く御検討、また導入いただきたいと思えます。とりわけ一時預かり事業は待機児対策に資することができますので、お急ぎをいただければと思えます。

おめぐりいただきまして、「教育・保育の質の向上」面の5番目、処遇改善加算のところなのですが、通知の発出をお急ぎいただきたいということをお願いしておりますが、平成30年度の研修企画、講師依頼は既に始まっております。混乱がないように早くお出しいただきたいと思えます。

裏面、その横ですけれども、今後の方向性の処遇改善加算の職員給与の件ですが、幼稚園とこども園を運営しているような法人の場合、片方だけに処遇改善が入りますと、公平性の観点から受け切れないということがあって、流動的にいろいろ応用できるような仕組みをおつくりいただければと思います。

最後に、その他に当たりますけれども、一時預かり事業における特別な配慮が必要なお子さんへの加算というものがが必要です。小学生以上ですと、例えば障害児の保育後デイサービスなどの対応がありますけれども、幼児については特別な配慮が必要でございますので、そのことは今、この検討の枠内に入っておりませんが、今後検討を進めていただきたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、佐藤委員、お願いします。

佐藤（秀）委員 全国保育協議会の佐藤です。

まず、「教育・保育の質の向上」の今後の方向性のところに0.3兆円超の質の向上の実現に向けた必要な財源の確保、ここはぜひとも強く要望したいと思います。このところは、最近の議論はどうしても待機児童解消の議論が多いのですが、この子ども・子育て支援新制度そのものが質の確保も質の向上も、これは量の拡大と同時に車の両輪のように進めていくということだったので、幼児教育の無償化のところの議論だけではなく、この新制度の中での0.3兆円超の必要な財源の確保というところは、改めて強く要望させていただきたいと思います。

それから、「運営実態を踏まえた公定価格設定の適正化」のところに複数施設を設置している法人に係る調整措置についての具体的な検討とあるのですが、実は実態として私たち保育所や認定こども園等は、行政と連携しながら待機児童が多いところに、社会の要請に応じて複数施設を設置していくという実態があります。例えば、私たちの会員で昨年度実態をしました。その会員施設の中で同一法人で複数の社会福祉施設を営んでいるとの回答は1,942、その中で複数の保育所を営んでいるというのも70%に上るのです。でも、保育所・認定こども園を営んでいる法人が地域のニーズを認識し、対応するために保育所等を新設するという展開は本来あるべき姿で、積極的に待機児童対策を行っている地域ほど、また行政が子育て支援に力を入れている地域ほど、法人が複数施設を営んでいるということをこの実態調査からも私たちは認識しています。

また、公立保育所の民営化が進んでいる中で、その保育所等の運営を受託し、複数施設の経営に至った法人もたくさんあります。それらも含めて、社会福祉法人が複数を経営する経営努力の中で、収支差率が出ているとかいうことだけで公定価格を決めていくようなことはなさないように強く要望させていただきたいと思います。

それから、これと関連して「教育・保育の質の向上」のところの処遇改善加算、これについての配分方法についても御意見をさせていただければと思います。現在、その配分

については、その加算を受けた事業所内に限定されています。この見直しをお願いしたい。特に低くなっている保育士のキャリアアップ、そのキャリアを判定していただくことについてはとても了解するのですが、例えば同一法人の中で他の保育士を入れていながら他の事業体があった場合、法人とすれば同じ保育士の中に同じような給与体系であります。このキャリアアップ加算は、その事業所だけにしか適用されていませんので、法人として他の種別の保育士の賃金に充てたりということができないわけです。その辺の法人の経営について、経営上、運営がしやすいような方法を何とか用いていただくようお願いをしたいと思います。

さらには、基本的には保育所等に置かれていく職員というのは保育士と調理員しかおりません。その中で社会的な評価を受けずにキャリアのパスというか、上がっていくべきパスそのものが示されていない中で、このキャリアアップ加算という、お金だけのところではなく、きちんと仕組みのところも検討していただくようお願いをしたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、佐藤好美委員、お願いします。

佐藤（好）委員 産経新聞の佐藤です。

3点申し上げたいと思います。

1点目は事業者さんに対してお願いです。今回、プレに比べて随分回収率が上がったことについて、事業者団体の御努力によるものと感謝を申し上げたいと思います。特に現場の皆さん方には、忙しい中で初めての調査ということで大変負担も多かったのではないかと思います。事業者さん、団体と現場の方々の御努力を多としたいと思います。

ただ、1点申し上げたいと思いましたが、有効回答数に対して収支の状況を答えている事業所さんが少し少ないのではないかとということです。これから幼児教育の無償化も予定される中、収支差については答えないということでは、なかなか社会からの理解が得られないと思いますので、これについては一段の御努力をお願いしたいと思います。

2つ目は調査方法についてです。多くの有効回答数があった中で、収支差について答えた事業所がほぼその半分にとどまるのは、やはり調査方法に問題があるのではないかと思います。事業者の皆さんが答えやすいように調べ方を検討し直していただけるということです。それについては、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

特に上乘せ事業であるとか独自事業についての費用が収支差に含まれてしまうというのは大変深刻な点だと思いました。事業者さんが努力してやっていらっしゃるものが、その努力がそがれてしまうような調査にならないように、ぜひそこは改正というか修正をお願いしたいと思います。

もう一つは、公立園の収支差が出ていないことをどう考えればいいのかということです。もちろん会計のやり方が違いますので、どういったやり方をすべきかというのはなかなか難しいところだと思いますけれども、出ていないということではなかなか済まないと思

ますので、本当に出ないということであれば、あるいは別の指標を持ってきて参考値にするとか、例えば子供1人当たりにかかっている費用額を出してみるとか、別の参考値を出すことも検討の余地があると思います。参考値という意味では、プレの調査のときに人件費にどれだけ割いたかが見えるようなデータが出ていたと思います。処遇ですとか、特に小規模事業所では雇用の不安定な方も多いので、そういった人件費にどれだけ充ててきたか、また増やしてきたかというような数字が一緒に見られるとよいのではないかと思います。

3つ目です。今後の経営実態調査なのですけれども、再来年の10月に消費税の引き上げが予定されておりますので、少なくとも来年はもう一度経営実態調査をする必要があるのではないかと思います。予定どおりなら消費税が2%引き上がり、その分が事業者さんにとってダメージになることのないように、ぜひ来年の経営実態調査はさらに精緻なものが出ることを願います。よろしくをお願いします。

無藤会長 ありがとうございます。

では、関委員、お願いします。

関委員 全国国公立幼稚園・こども園長会でございます。

資料2の幼児教育の無償化に関して3点ございます。

1点目は、幼児教育の質の評価について。幼児教育の無償化は、教育の機会均等、質の高い幼児教育を全ての子供に提供することと、少子化対策の観点から進められていることと理解しています。幼児教育の実践者である私たちは、無償化のために莫大な交付金が投入されることをしっかり受けとめて、これまで以上に質の高い幼児教育を進めていかなければならないと責任の重さを痛感しております。

そこで、幼児教育の質の評価を確実に行っていかなければならないと考えます。評価の仕組みに関しましても検討をお願いします。

2点目です。無償化措置の対象とその「費用」という言葉の内容でございます。保育料だけではなくて、かかわる全ての費用というふうに解釈いたしますと、長く預けたほうがよいと考える保護者もふえるのではないかと予想されます。そうしますことによって、真に保育の必要性がある子供の判断がなかなか難しくなり、新たな待機児が生まれることも考えられます。無償化の対象範囲等、その費用の考え方について、ぜひ来年までの御議論をしっかりとお願いしたいと思います。

3点目です。医療的ケア児の受け入れについて。29年度、私ども国公幼の調査では、特別な支援を必要とする幼児の在籍率は8.4%でございます。私の園は23%の幼児が在籍しております。その中に医療的ケアの必要な子も含まれますが、保護者がつき合う形で園生活を送っているという実態でございます。集団教育での経験の意味を踏まえ、障害の有無にかかわらず、ともに育ち合っていけるよう、環境整備をお願いいたします。小中学校等への看護師の配置・派遣によって受け入れを支援する事業等を、ぜひ幼稚園にも広げていただきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございます。

では、塚本委員、お願いします。

塚本委員 全国私立保育園連盟の塚本でございます。

まず、今般の経営実態調査によりまして、保育施設の収支差率が高いということが大変取り沙汰されまして、現場のほうでは公定価格が引き下げられるのではないかという心配をしておりまして、今回の見直しにつきましては慎重に評価をし、そして各園の経営の安定が阻害されないことを前提に、今後きちんと対応するというにさせていただいたことにまずはお礼を申し上げたいと思います。

その上で、今、御紹介がありました12月8日に閣議決定をしていただきました新しい経済政策パッケージの中にも記載がございますけれども、子育て安心プラン、これは2年間前倒しをして、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を行うということが記載されてございますが、このことについて意見を申し上げたいと思います。

前回の会議でも発言させていただいているのですが、このプランは保育の量的拡大に偏重した内容になっていると思えてなりません。待機児童の解消につきましては、施設の整備とともに保育人材確保が不可欠でございます。今、保育現場のほうでは来年度の職員採用を進めておりますけれども、多くの現場の園で募集に見合う応募がないというのが現状であります。また、今年度から新たな処遇改善を実施していただいているにもかかわらず、保育士が集まらないというのが現状でございます。

この処遇改善等加算、先ほど来加藤委員、佐藤委員からも御発言がございましたけれども、現場では公平な運用ということに対して大変困惑をしております。当初報道されましたように、勤続7年目以上の保育者全員に月額4万円の給与改善をしていただければ、人材確保にも大きく効果を及ぼすのではないかと考えるところでございます。

また、保育人材確保に向けた総合的対策で、今年度末までに9万人の保育人材を確保するということが記載されてございますけれども、それも現場では達成が難しいという現状をぜひとも御理解いただきまして、子育て安心プランの遂行につきましては、再来年、2019年4月に1%の処遇改善をしていただくということが、このパッケージの中に記載がございますけれども、それにとどまらないさらなる処遇改善、具体的また効果的な保育人材確保策を講じていただきますようお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、月本委員、お願いいたします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。

2点ほど申し上げます。

公定価格について。私たち、幼稚園に子供を通わす保護者は、自分の子供に合った質の

高いよい教育をしてくれる園を選んでいきます。質の高いよい教育を提供するためには、よい先生が長く働いてくれるような処遇改善が必要です。今の先生たちの給料はまだまだ低い水準と思いますので、平成29年度、人事院勧告の完全実施、処遇改善 など、今後も確実に実施していただくことをお願いいたします。

2つ目は、幼稚園の預かり保育について。私立幼稚園の保護者の中にも、フルタイム、パートタイム、自営など働いている親はたくさんいます。働いているけれども、保育所ではなく幼稚園を選択しているのは、3歳から5歳の大事な時期に質の高い幼児教育を受けさせたいという親たちの強い思いがあるからです。幼稚園の預かり保育が働く保護者を支えてくれており、保護者は幼稚園の預かり保育に大変感謝しています。しかし、新聞等の報道にあるように、幼稚園の預かり保育が無償化の対象外ということになると、働いている人はみんな保育所へ行きなさいと、選択の自由が奪われ、質の高い幼児教育を受ける機会を奪われることとなります。働いていても幼稚園を選択できる制度、環境を守っていただきたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、坪井委員、お願いします。

坪井委員 全日本私立幼稚園連合会の坪井でございます。

まず、経営実態調査のほうで2点ほど、資料1の3ページの「経営実態調査を含めた今後の実態把握のための課題」の主な意見の上から2つです。運営する法人の会計基準の違いを見ていただきたい。特に学校法人につきましては、社会福祉法人とか企業会計とはかなり異なった条件のもとに会計基準が定められていて、補助金等の問題も含めて、そういったことをきちんと踏まえた分析をしないといけないと、前回もお願いしましたけれども、お願いしたいと思っております。

もう一つは、同じ3ページの今後の方向性の保育の質の見える化のところでございます。教育・保育の質の向上、どのように成果を上げていくか、評価に耐えるように見える化できるかということで、教職員の人数の確保とか処遇改善は質の向上についての前提条件とは思いますが、そういう数値目標だけで終わらずに、本当の教育・保育の質の向上を目指すべきだと思っております。教育・保育のカリキュラムの見直しとか翌日の準備、各種研修に実際に全ての教員・保育士が参加して、教職員の資質向上を実現することが多額の公費を受ける我々事業者の責任でもあります。また、同時に、そうしたことに対する中身の検証ができる体制づくりが必要だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

最後に、2兆円パッケージのことで1つだけ発言させていただきます。国のデータでもありますように、3歳から5歳では待機児童は余り発生していません。それは幼稚園が全国的に預かり保育を実施して、待機児童解消に大きく貢献しているということでございます。現在、保育所利用者も幼稚園利用者もそれぞれ利用者負担を負担しており、その金額はともかくとして、何となくバランスがとれていると思っております。

そこで、今回、幼児教育・保育の無償化の議論の中で、保育所は8時間程度無償、幼稚園は4時間の教育時間を無償ということにして、幼稚園の預かり保育の時間が有償ということになりますと、今までのバランスを大きく崩すことになります。私立幼稚園の園児数125万人、母親の有職率40%を掛けますと、預かり保育の利用者は50万人、このうち1割から2割の幼児が預かり保育部分が有償であるということを嫌って保育所・認定こども園への移動ということがありますと、たちまち5万人から10万人の幼児が市町村窓口に押しかけて待機児童になってしまいます。こういった大変な結果を生まないように十分に現場の実態をよく分析して対応をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、東出委員、お願いします。

東出委員 経団連人口問題委員会の東出でございます。

事務局から御説明のございました資料につきまして、コメントをさせていただきたいと思えます。

まず、資料1の「公定価格に関する議論の整理」の全般にかかわる点でございますが、公定価格見直しにつきましては、今年度中に行うことになると承知をしております。今後の方向性として記載されている項目の中には、なかなかすぐに結論を出すのは難しいものも多くあるように思います。本会議でどの項目をどのように検討していくのか、またその時間軸を明示していただくのがよいのではないかと考えております。

次に、資料1の1つ目の「運営実態を踏まえた公定価格の適正化」については、運営実態をきめ細かく分析しながら進めていただきたいと思いますと思っております。今回御提示いただきました地域区別、定員規模別、法人規模別に見た収支差率を拝見しますと、複数の保育所を運営する法人がスケールメリットを発揮し、より効率的な運営を行っているということが推察されます。効率的な運営は経営上望ましいことでございますので、効率的な運営に向けた事業主体の意欲を妨げることのないよう御留意いただくとともに、効率化のためのノウハウを業界内で共有していただいて、他の法人もそれを利用できるようにする等、政府におかれましても、業界全体の効率性を向上させるための仕組みづくりといったものを御検討いただければと思います。それが結果として公定価格の適正化につながっていくのではないかと感じております。

次に、2つ目の「教育・保育の質の向上」についてですが、3ページ目の今後の方向性に、質の向上に向けた財源確保についての記載がございます。前回の基準検討部会において質の向上に充てる0.3兆円超につきましては、税財源で確保すべきである旨申し上げておりました、できればこのペーパーにその点を御反映いただければと思います。

最後に、3つ目の「経営実態調査を含めた今後の実態把握のための課題」についてですが、運営実態の把握及び適正な公定価格水準の検討のために、経営実態調査を定期的に行っていくことが必要であると考えております。具体的には、診療報酬や介護報酬のように

二、三年に1度といった頻度で実施していただければと考えております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、山内委員、お願いします。

山内委員 日本保育協会の山内でございます。

3点ほど発言させていただきたいと思います。

1点目は、公定価格の設定に関する複数施設を設置している法人に係る調整措置についてでございますが、今までこの間、保育関係者は安定的な経営や社会的貢献等を鑑み、多数の施設を運営していない状況の園も民営化の受託や待機児童解消のための新園の開設などに積極的に取り組んでまいっております。その方向からいえば、複数施設の法人に係る調整ということは逆方向になっていくのではないかと懸念しております。保育施設が多いということは基準として多種別の施設にかかわっている場合もあります。そして、公定価格については保育施設の単位であるのか、法人単位で考えていかれるのかについては、法人単位で考えていただくのが当然であるかと思っております。

それから、多施設になる場合、同一自治体だけではなくて、先ほどもおっしゃっていたように地域区分の違う遠隔地という点もございますので、その辺も考えていただき、そのほかさまざまな問題があると思われまますので、調査方法も含めて、多施設に関する調整については、今後も慎重に考えていただけると非常にありがたいと思っております。

2点目についてでございますが、処遇改善加算について、これまで本当にいろいろ御配慮いただき、処遇改善 についても非常にありがたいと思っておりますが、今年度からの技能・経験を有した追加的な処遇改善については、今年度は研修要件を課さないということですが、一方、来年度以降は受講状況を踏まえてというふうに聞いております。30年度以降、どのような進行状況で進めていくべきかというところの年度を示していただくということは、現場の混乱が少しでも少なくなり、何年度をめどに考えていくべきか、進めていくべきかということを示していただく指標にしたいと思っております。

それから、保育の質の見える化についてでございますが、量の拡大に伴って新しい園等を開かれている状況で、保育の内容、質の情報を発信していくということは施設として非常に大事だと思っております。しかしながら、どのような情報を、社会的にも理解されるような情報を示していくべきかというところ、やはり積極的に討議し、進めていくべきだと思っております。

それから、今年度、日本保育協会では、国、厚労省の委託事業として保育所等の情報公開・情報発信に関する調査研究を行っております。今年度はまだ結果が出ておりませんが、見える化に向けてその結果に反映していただけるような一助になるように努めていきたいと思っております。

最後に、事務的な業務省力化についてでございますが、今、29年度、保育所保育指針の改定についての周知がなされているところでございますが、解説書についてはまだ出されてお

りません。29年度ももう30年度を控えておりますので、30年度にはもうそのあたり、児童に関する情報についても整理をしていかなければなりませんので、解説書の発行を早くしていただくと非常にありがたいと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、渡邊委員、お願いします。

渡邊委員 新潟県の聖籠町長です。2点、意見を申し上げたいと思います。

今ほど事務局のほうから公定価格の議論を踏まえた整理案が示され、その中で地域区分について、これまでも何回も私は申し上げてきたところでありますが、再度、一考していただきたいということを申し上げたいと思います。

保育士の報酬に関する事項として、地域区分は人材確保にとって大変重要であります。御承知のとおり地域区分は地域間における人件費の差を調整するために公務員の地域手当をもとに設定されていると理解しています。

本町、聖籠町であります。新潟市の中心部から車で20分くらいの距離に位置しております。地域区分は「その他地域」に該当し、新潟市よりも低い状況にあります。一方、新潟市内で中心部から相当遠い距離にある地域の方が同一市内ということから地域区分が手厚く見られております。このようなことから現在の地域区分では、地域の事情を適切に反映していないのではなかろうかと常々思っているところでございます。この結果、地域間格差につながるのではないかとというのが私の偽らざる捉え方であります。

今、地方の現場においては、御承知かと思いますが、幼稚園の教諭とか保育士の人材確保が非常に困難であります。特に正規職員の確保は困難であり、正規職員、非正規職員を含めて人材確保のために地域区分自体についても、今後十分に配慮いただければありがたいと思います。

次に、先ほどの新しい経済政策パッケージです。幼児教育の無償化について説明がございました。駒崎委員からも話がありましたように、私も基本的には駒崎委員の考え方に同感であります。なぜかといいますと、無償化ということはやはり即義務化につながっていかねば意味がないのではないかと思うからであります。

そして、参考までではあります。本町においては2002年、平成15年から平成17年間の2年間の試行を受けて、無償化を行っております。無償化については、法定化はしていないものの、もう義務化はしております。3歳から5歳の就学前までの全ての子供が待機児童もなく、幼稚園に入所しております。このようなことからすれば、せっかく幼児教育の無償化を政府が提案しているわけありますので、やはりそのことを国民の皆さんに明確にさせる意味でも、義務化を行い、無償化イコール義務化に値するという考え方をすべきではないかと思っております。

あわせて、無償化については2020年4月から全面的に実施するという考え方が示されているわけあります。それに並行した中で、義務化についての議論も加速させるべきで

はないかと考えております。

あわせて、障害児の対応についても記述されており、特に「人工呼吸器等の管理が必要な医療的ケア児に対して、現在、看護師の配置・派遣によって受け入れを支援するモデル事業を進めている。こうした事業を一層拡充するとともに、医療的行為の提供のあり方について議論を深め、改善を図る」というふうにあります。大変いいことだと思いますが、しかしながら、地方の現場ではこういう実態が常にあります。我が町においても今、受け入れるかどうかというのは財政的な面も含めて非常に厳しい状況下にあります。

そんなことから、モデル事業としての進め方もあるようではありますが、今後やはりこれらの議論を加速させてほしいというのが私からの御提案であり、お願いであります。

以上であります。

無藤会長 ありがとうございます。

では、今村委員、お願いいたします。

今村委員 日本医師会です。

働く女性の支援のためには、出産、子育ての支援が最重要であるということについては論をまたないと思います。そういった中で、保育所の整備というのは徐々にでも整備されてきている一方、働く母親たちが最も要望している病児・病後児保育については、まだまだ立ちおけているという認識でございます。このことの整備のためには市井の小児科医の活用というものが必須であると考えておりますけれども、この病児・病後児保育の事業については、小児科医のボランティアに頼っているところが現状でございます。多くの小児科の先生方が本事業に取り組むインセンティブを与えるためにも、公的な助成金を大幅にアップさせていただきたいと思っております。

幼児教育について、所得制限を設けないということについては大いに評価をいたします。すなわちこれまでの諸政策が、ともすれば救貧対策ということに傾きがちであったものが、それから脱皮するというふうな姿勢を示したことは重要であろうと思っております。この延長線上といたしまして、不妊治療に対する所得制限の撤廃をお願いしたいと思います。生活に余裕のある御夫婦にこそ多くの子供たちを育てていただきたいという国の基本的な姿勢を国民に示すということは、少子化対策としても大変大事なことであろうと思っております。

日本医師会といたしましては、とりあえずこの2点について前向きな対応をお願いしたいと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、大川委員、お願いいたします。

大川委員 全国病児保育協議会会長の大川でございます。

今村先生、また病児保育のことを取り上げてくださいます、ありがとうございます。

私は、2点、大きな項目で質問したいと思います。

1つは経営実態調査に関することですが、前回もお尋ねしたときに、初回の調査だったので漏れたというお答えだったのですけれども、皆様御存じのように、地域子ども・子育て支援は法定13事業の一つとしてきちんとした事業でございますので、どうしてこの調査の対象から漏れたのかという明確な考え方を教えていただきたいと思います。

そして、もし可能であれば、対応は2点あると思うのです。毎年この調査をやるのであれば、次回には必ず加えていただきたい。そして、この資料を当分、この委員の資料として2年、3年使うつもりであるならば、病児保育に関する同等の調査をぜひお願いしたいと思います。私どもの全国病児保育協議会は700施設入っておりますので、これに類する情報は、私たちの加盟施設では既に持っておりますけれども、ぜひ全国調査をお願いしたいと思います。

第2点、資料2にあります幼児教育の無償化でございます。現在も幼児教育はお金がかかっていますけれども、病児保育にかかる場合は1日2,000円から2,500円の個人負担があるわけでございます。3歳以上が無償化、3歳以下でもある程度補助するという今の動きにあって、ぜひ病児保育もその対象に、無償化あるいは低額化ということをぜひ検討していただきたいと思うのです。

どうしていつもこのように病児保育がこういったディスカッションから漏れてきたのかなということをお考えすると、実は資料2の2-3に「0歳～1歳児は、ワーク・ライフ・バランスを確保するため」ということの中で、一つ的手段として病児保育の普及等というような扱いをされているわけでございます。病児保育は、皆様も御存じのように、乳幼児の諸権利を、それと健全な育成を健康なときでも病気のときでも確保する施設でございます。いわば保育所のカウンターパートとして同等の地位を示すような制度でございますので、ぜひそのことを認識して、今後、御検討いただきたいと思います。

追加して1つ要望がありますけれども、病児保育に勤務する保育士は小児看護、小児医学のことについても勉強しなければいけませんので、ぜひ近いうちに病児保育勤務手当がそれに類するような制度をつくっていただきたいということが1つ。

それから、これは一般的ですけれども、0歳児保育と夜間保育、延長保育に関して、この大きなテーマである質の確保ということから考えますと、単に拡大して数を確保するだけではなく、子供を中心とした保育が担保されてからこそ就労支援があるという最大のコンテキストから外れないような議論をここでも私たちは心がけていきたいと思っておりますけれども、皆様もどうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、尾木委員、お願いいたします。

尾木委員 全国保育サービス協会の尾木です。よろしくお願いします。

まず、教育・保育の質の見える化ということに関連してなのですが、その見える化というものをつくったときに、読み取りや選択をする力を保護者につけるということもあわせ

て検討していくことが必要かと思えます。

それから、秋田委員のほうから無償化と第三者評価を連動させるという事例の御紹介がありました。私もそれは非常に大事なことだと思えます。特に事業者あるいは運営者の質の向上に向けてのモチベーションを高めるという視点からも非常に大切なことだと思っています。

新制度がスタートしまして3年目になるわけですが、地域型保育事業の第三者評価ということについては、まだ確立した形で進めるというような指針も示されていないと思えます。いずれはどの保育を選択しても同じ保育や教育の質を担保されたものを受けられるようにするというところが目標ではありますが、現状では地域型保育については保育所の第三者評価をそのまま当てはめられるところと当てはめにくいところとあります。そういったことに関連して、国として今後、地域型保育事業の第三者評価のあり方について何らかの指針を示していく御予定があるのか、あるいは地方自治体や評価機関に委ねていくのか、その辺の方向性が見えていることがあればお聞かせいただきたいと思えます。

もう一点、一時預かり事業のことを私も前回、基準検討部会のほうで発言させていただきましたし、数人の委員の方からお話がありました。一時預かり事業というのは、やはり今、待機児童がこれだけふえていく中で、就労している方たちの活用ということも非常に多くあるわけです。そのときに在宅で子育てしている家庭の方たちが利用できる枠の確保ということもあわせて検討していくことが必要ではないかと思っています。

一時預かり事業には居宅訪問型というのもあるわけですが、これは対象児童がかなり限定的です。地域型保育事業の中にも居宅訪問型保育があって、そちらももちろん大事なのですけれども、むしろニーズは一時預かり事業の居宅訪問型というところにもあるのではないかと思います。例えば保育者が家庭を訪問して保護者と子供と一緒に産後支援をするとか、そういうこともこの中で考えられると思いますので、在宅で子育てをしている家庭に向けた一時預かり事業の確保という点では、あらゆる手法を使ってそこを確保してほしいと思っています。

対象範囲をもう少し地方自治体の裁量によってそれを広げられるとか、あるいは全体の枠を広げていくとか、そういったことも御検討いただきたいと思えます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、葛西委員、お願いします。

葛西委員 2点お願いいたします。

本日の論点のところでも3ページ、保育の質の見える化と、何人かの方から発言がありました質の向上の実現に向けた財源の確保というところ。保育の質の見える化は、適切な評価と表裏一体だと思えます。もちろん保育・教育内容が最も優先されますけれども、安全、利用者・保護者の参画、そのほかには職員間のコミュニケーションなど組織のあり方、働きやすさなどの労働環境、関連職種、外部機関との連携、加えて地域に開かれてい

るかなどの視点も重要です。

評価の項目と具体的な評価の視点を示していただきたいと思います。私は医療施設で長く働いておりましたけれども、病院では機能評価という制度が徐々に広まってきております。その結果、評価についても外部に公表するということが一般的になっております。幅広い視点から評価の視点が示されており、内部の職員にとっても質の向上につながっていると思えました。

2点目は親御さんへの支援ということです。乳幼児ということでは、虐待防止の観点からも親への支援が必要です。これは幼稚園・保育園に通わせず、在宅で子育てをされている方への支援も同様に重要だと思います。社会で子育てをするという観点から、全ての子育て家庭に支援が届くように希望いたします。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、木村委員、お願いします。

木村委員 ありがとうございます。一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村です。

意見書をつけさせていただきました。20ページになります。きょうの論点であります「教育・保育の質の向上」の点から2点、そして、経営実態調査のほうからも2点ほど意見を述べさせていただきたいと思います。

あらかじめ公定価格に関する議論の整理をしていただいたこと、心から感謝申し上げます。前回も同じような内容を質問させていただきましたが、処遇改善についてです。こちらのほう、今は施設単位で対象者になっておりますが、職員を採用するのもキャリアアップの制度をつくっていくものも全て法人が考えておりますので、法人の中で柔軟に対応できるようにここを検討いただけないかという点がまず1点であります。

それと、保育の質の見える化の問題ですが、今、議論の中でも見える化についてはたくさん御賛成をいただいていると思いますが、それぞれの認識が多分違うと思いますので、見える化、保育の質とは一体何なのかということもきちんと議論をして、それに対してどうあるべきなのかということもきちんと積み上げていただければありがたいと思っております。

それと、経営実態調査であります。たくさん御意見があります。会計基準の違いや公費に対してどのように使われているのかという、ある意味、公費のみで御判断いただけるような対応、そういったことをしていかなければならないと思っておりますので、経営実態調査を行うことは賛成いたします。ただ、項目や会計基準など、まず整えなくてはいけないものがあるだろうと思っておりますので、そこは十分に御検討いただいて、平成31年度で今の制度が一段落といたしますか、一回移行のめどが立つかと思っておりますので、それまでにご協議いただいて、31年度の実態調査というような形がよろしいのではないかと考えております。

また、参考資料 1 - 2 ということで、さまざまな御意見をいただいて、速報値として資料を出していただきました。前回、11月の会議中にも保育所などの利用率が5から9%で公費の抑制もというような報道がされました。ここにつきましては取り扱いに十分注意していただいて、法人規模別だと1施設が3.9%、複数を持っていると利益率が高い。今回の公定価格の議論の中にも、複数施設をしている法人に係る調整措置ということですから、いわゆる減算と。法人がたくさんあれば減算される、その数値がここからも見えますよなどという勝手な報道がされてしまうと困りますので、取り扱いには十分御注意いただきたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、高木委員、お願いします。

高木委員 草加市教育委員会教育長の高木でございます。

公定価格の設定に当たりましては、人件費が大きな要素になっているわけでございますけれども、人材確保を図るためには改めて保育士さん等の処遇改善をしっかりと行っていかなければならないと思っております。保育士が不足している状況があるのですけれども、その保育の定数どおりに保育士が不足しているために受け入れられずにその分、待機児童が生じているということについては周知のとおりでございます。

同時に、教育、保育の質の向上についても取り組んでいかなければならないことは言うまでもありませんが、本市では、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校、これが目指す子供像を共有して、連携して子供たちの育ちを支えていく、そういう取り組みを展開しております。そういう中で、さまざまな会議あるいは研修の機会を設けるわけでありまして、幼稚園、特に保育所からの参加は非常に難しい状況があるということがわかりました。

また、保育士さん自身が御自分の子育てのために仕事が続けられない方もいらっしゃるというふうに聞いております。そういう意味では、安心して休暇が取得できるような環境ができれば、保育士を続けられるのではないかと。統計によりますと、経験4年未満の保育士さんの離職率は4人に1人というデータもございます。そういうことから、この公定価格には人件費として年休代替の要員費とか研修代替の要員費というものも含まれているようでございますけれども、教育・保育の質の確保・向上という点からも、こうした必要な経費はぜひとも確保していただきたいと思っております。

また、保育士を確保するために本市では、資格は持っているけれども、子育てによってブランクがあるいわゆる潜在的な保育士さんを対象にした就職フェアを開催して、民間保育施設等もブースを設けているいろいろな施設の特徴とか勤務条件を説明する、また、研修の機会もあるということを知っていただくことで、ブランクがある人でも安心して勤務ができることが伝わって、話がスムーズに展開していている例も聞いております。そういうことから、ぜひ研修を受講できるような体制づくり、このことは重要であると改めて思っ

たところでございます。

最後にもう一つ、先ほど渡邊委員からもお話がありましたけれども、地域区分についてでございます。1つ例をとって言いますと、100分の20というのは、東京都特別区は100分の20だと思えますが、草加市は足立区と隣接をしている都市であります。24万7,000人の都市でありますけれども、この地域区分は100分の6ということで大きな差があります。このことで保育士の確保についてかなり困難になっている地域が全国的にもあるのではないかと思います。これは公務員給与等にも関連することで、困難なことがあることは承知しておりますが、御指摘しておいて、考えていただければありがたいと考えております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、溝口代理人、お願いいたします。

溝口代理人 日本こども育成協議会の溝口と申します。よろしく申し上げます。廣島が欠席のため、代理で発言させていただきます。

意見書を提出しておりますので、21ページの意見書を参考をお願いいたします。

1点目ですが、本会議についての意見でございます。座長にも申し上げたいと思っております。政府の説明後、一巡の発表をして終わりという形式がこここのところ続いておりますが、先ほどの閣議決定でもありますように、丁寧な内容、関係者の声に丁寧に耳を傾けるとございますように、決してこれは丁寧な会議とは思っておりません。ただし、人員も多い中での会議ですから、時間的な考慮もあるかと思えます。実りある会議の方法を今後検討していただけるとよろしいのではないかと考えて提案させていただきます。

2つ目です。公定価格の見直しについてですが、今回の政府の御説明の資料、ありがとうございました。今後の方向性等を示される中で、そこは今後また丁寧に論議されると思っておりますということで、ありがとうございました。

あと2点、済みません、簡単ですが、申し上げます。

無償化の関連です。先ほど駒崎委員、それから渡邊委員、義務教育化の話を変に興味深く聞いておりました。義務教育化、今後どういう形になるのかわかりませんが、そういう方向性は一つあるのではないかと考えております。以前もこの会議で論議がありましたが、どうでしょう。この際、子ども家庭省等の省庁の統一化といいますか、一元化というのですか。そういうあたりまで踏み込むような論議に今後していったらいかかなということでもあります。

その中で、幼児教育の具体的な無償化なのですが、といつつも、今すぐにはそういった形はできないと思っております。特に認可外保育所のことで申し上げたいのですが、教育の無償化なのか、保育の無償化なのか曖昧な中で進んでいる中で、それでいて保育所保育指針の改定が行われました。指針改定が行われたわけなのですが、認可外保育所については保育所保育指針は準用または準ずるといような言い方で御説明がされているかと思えます。本来、児童福祉法の39条の認可保育所においては基づくなのでしょうけれども、

認可外では準用ということであり、教育という分野で指すのであるならば、3～5歳は認可外であっても、我々も認可外にありますが、保育課程といいますが保育の全体的な計画をもとに保育をしておるつもりでございます。その意味で、教育・保育が曖昧な取り扱いになってはいますが、無償化も受けまして、準用と基づくというものの文言の違いを明確にさせていただきたいと思っております、御質問させていただきます。

最後に4点目です。当協議会で12月9日に大阪で企業主導型の保育事業者が40名ほど集まりまして意見交換会を行いました。大阪、福岡、大分、鹿児島、愛媛とかなり広域からいらっしやっていました。いろいろな問題が生じておったので、また精査していきたいのですが、1点だけ申し上げさせていただきます。指導検査の内容が非常に厳しいと。それでいてまちまちであると。きょう言ったことがあした変わっていると。これでは何を直したらいいかわからないというような意見が多数出ておりましたので、その辺も含めて御報告したいと思います。

4点、ありがとうございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、水嶋委員、お願いします。

水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

専門委員として家庭的保育について関係して発言させていただきます。

新制度になって自治体の理解と協力があるかないかで、それが家庭的保育の地域差につながっているということを3年目にしてすごく感じています。定員の少ない家庭的保育ですので、子どもを預かる人数が3人から5人です。待機児解消問題は待たなしの問題で、それが一番優先課題となっているにもかかわらず、定員が少ないからか、これ以上家庭的保育はふやさないという自治体があります。家庭的保育が始めたいという希望者がいたのですが、自治体が増やさないということから電車で通える隣の自治体で始めた例もあります。

子ども・子育て支援新制度は、全ての子どもや子育て家庭にとって、また保育者にとっても安心ができる制度であるはずなのですが、ある家庭的保育者から「私の町では家庭的保育は置いてきぼりなのです。」という声が聞かれたことがすごくショックでした。

また、こんなに保育士が不足しているのに2人の人が勤めたくても勤めるところがないという人がいました。1人は子育てが一段落したので復帰したいけれども、大きな施設は不安なので家庭的保育の話を知りたいということだったので、その自治体は家庭的保育を実施していませんでした。もう一人は施設で働いてはいたけれども、小さい規模に行きたいということでした。保育士として子どもとかかわって働きたいと思っている人はいても、その人たちが自由に自分で働く場を選べること、地域型保育もあるということをもっと社会に知らせてほしいと思っております。

処遇改善はありがたいのですが、保育の質ということ考えたとき、子どもも保育士も安心ができないと保育の質にはつながってこないのです、自治体の理解と協力をいただきたい

いと思っています。

家庭的保育者は地域のことをとてもよく知っています。民生委員ではないのですが地域が見えてくるので、地域に根差す家庭的保育室をどんどん見に行っていただき理解と協力をお願いします。期待のできる制度であることを願っています。よろしく願いいたします。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、武藤委員、お願いします。

武藤委員 全国児童養護施設協議会の武藤です。

まず、質問が2点、それから意見が2点ということで申し上げたいと思います。

質問のほうは、参考資料1-1、2ページのところに特別増減による収益という項目があるのですが、具体的にはこれは中身はどのようなことを指しているのか教えていただければというのが1点であります。

2点目は、どなたか委員からも出ていたように、資料1の2ページの公定価格の今後の方向性ということで、複数施設の法人に関して調整措置が必要だということなのですが、ちょっと気になるところで、この調整措置というのが何を示しているのかということの説明していただければと思います。それが質問2点であります。

それから、意見が2点あります。1点は「公定価格に関する議論の整理(案)」ということで、これは意見がいっぱい出ているのですが、特に皆さんから意見が出ておりましたが、「教育・保育の質の向上」というところです。私はここが一番大事なかなと。これまで何回も言わせていただいたのですが、量の整備もさることながら、質の整備というのは絶対的にやっていかなければいけないだろうと。このところに大体15点指摘をされていますけれども、全てコメントするともう時間がないので、この15点をしっかり実践する。それをやっていかないと質の担保というのはあり得ないだろうと思いますので、その財源の確保も含めて、今後、努力をしていってほしいなと思っております。

2点目の意見としては、これも質の向上というところであります。3ページのところで保育・教育の人員配置の見える化が必要だと。人員配置のところで保育士等の確保は重要なのですが、これも以前、意見をこの場でも言わせていただきましたけれども、どなたかおっしゃっていましたが、親の支援というのですか。保護者とともに子供を育てていくという思想というか、理念というか、そこがとても大事だと思っています。私のところも保育所をやっていますが、保護者のさまざまな相談に乗るということは、保育士の中でも勤務的に結構大変ということがあって、最終的には施設長、園長が相談に乗ったりしていますけれども、できればここに乳幼児にかかわるソーシャルワーカーの配置が必要だということを非常に実感しております。学校にはスクールソーシャルワーカーが配置されていますけれども、乳幼児期の大事な時期に親が育て方を悩むということなので、そこにしっかり専門的なアプローチができるような専門職を配置していくことをぜひ

ひ提案したいと思っています。

別紙、新しい社会的養育のビジョンというのが今、出されていますけれども、その中でもソーシャルワーカーの配置が必要だろうということを提言していますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、近藤代理人、お願いいたします。

近藤代理人 高知県知事の代理でございます。

2点、公定価格につきましては収支差率の調査の資料、これは迅速に対応いただきまして、ありがとうございます。ただ、御意見にもありましたように、会計基準の違い等の問題もございますので、専門家を含めた運営実態の検証とあわせて、各自治体にはできるだけ早い段階で情報提供、それから詳細な説明をお願いしたいと思います。

それから、新しい経済政策パッケージにつきましては、全世代型の社会保障に向けた改革ということにつきましては、全国知事会といたしましても、支えられる側だけではなくて、支える側を強くする対策を講じることで、誰もが持てる力を発揮し、活躍できる、そういった環境整備が重要だということを訴えてまいりました。今回の政策パッケージには幼児教育の無償化でありますとか、待機児童の解消に向けた一定そういった施策が盛り込まれていると考えております。あわせて、パッケージの中には消費税増税後も少子化対策として必要な施策をさらに検討するということが明記されておりますので、例えばパパ・クォータ制でありますとか、男性の育児参加を促すような施策など、こういった政策部分がさらに進化することを期待しております。

あわせて、社会保障制度というのは地方がその大きな担い手でございますので、制度の詳細な設計に当たりましては、地方との協議を十分にさせていただけるようお願いを申し上げます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、篠田代理人、お願いします。

篠田代理人 徳倉の代理人でファザーリング・ジャパンの理事をしております篠田と申します。

2点、御意見をさせていただきたいと思います。

1点目は、処遇改善加算についてです。資料1の2ページ中段に処遇改善加算の要件となる研修等について、自治体が混乱しないようにということを書かれておりますけれども、実際に私も地方で委員等を務めておりますが、自治体、ひいては各園、施設においては本当に大混乱をしております。実際にこの処遇改善加算、7年目以上の職員の3分の1程度が研修を受けることによって4万円の加算となっていますけれども、実際にそれをどういうふうに配分していくのかという議論など、これは内閣府の御意見の中で配分につい

では各園に任せられるということがあったと私自身は聞いておりますけれども、その配分の方法について、本当に現場が大混乱をしていて、いまだに全くめどが立っていないというところもたくさん聞いております。

これはあれですけれども、私の妻は保育士をしておりまして、その園にいろいろ確認をするのですけれども、全く決まっていなくて。来年度の処遇が全く決まっていなくて、来年度、継続しますかどうかというような話が入ってくるわけですね。そういった現場が全く滞っている間にも保育はずっと続いていくわけですし、こういう改善加算は非常に重要なことなのですけれども、その中でお互いにどのようにしていくのかというところをしっかりと明記していかないと、やはり困るのは現場で勤めている保育士さんたちが一番困ってくると思います。保育士さんが困るということは、ひいては預かる子供たちが困っていくということにもつながっていくだろうと思いますので、この処遇改善加算の早期の改善に向けて取り組みをぜひお願いしたいと思います。

あわせてですけれども、こちらについては余りにも判断がややこしいので、実際にこの処遇改善加算については取り組みをしませんというような団体さんが出てきているという話もちらほらと聞いたりします。全ての保育士さんたちにとってよりよい制度となるように、ぜひとも進めていただきたいと思います。

もう一点は、待機児童と無償化について御意見をさせていただきたいと思います。私自身は無償化というよりも、まず待機児童の解消が非常に重要なことかなと考えております。先日もある自治体の保育所への申し込みにおいてこういったことがありまして、要は待機児童になっている方が保育所に申請を出しに行くのですけれども、その中で、もし報告所に入れなかった場合に実際どうしますかというようなことを聞かれたと。いや、保育所に入りたいから、仕事を続けているから保育所に入れようとしているのに、これが無理だった場合にどうしますかというのは、ある種、やめろと言っているのかというふうにすら聞こえてくるような議論があったということを聞いています。

こういったやりとりがなくなるように、まず全ての待機児童が解消されていくことが非常に重要なことではないかと考えておりまして、その中では、先ほどからありました、駒崎委員が出していただいておりますけれども、学校と同様に幼児教育の義務化というのは一つおもしろい提案かなと考えておりました。そういったことを一つの案としまして、待機児童の解消、そして子供たちのよりよい教育・保育というものに向けてお願いしたいなと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、杉崎代理人、よろしく申し上げます。

杉崎代理人 日本商工会議所でございます。

公定価格に関する議論の整理についてですが、今回の議論を起点といたしまして、さらに議論を深め、保育事業がより健全に運営されることを期待しております。具体的には、

調査手法や会計基準が異なる点に対応したルールづくりなどを検証し、正確な経営実態を把握していくことが重要であると考えております。その正確な実態をもとに、各種の課題を洗い出し、例えば管理費の効率化などを進め、規律ある運用がなされることをお願いしたいと思います。

また、先ほど経済界が3,000億円の事業主拠出金負担を認めていただいた旨の御発言がございましたが、こちらについては多くの報道が出ておりますとおり、日本商工会議所といたしましては、容認しておりません。したがって、経済界全体が容認している状況ではありませんので、よろしくお願いをいたします。

また、これとは別に、0.3兆円の質の向上の実現に向け、必要な財源については、税による恒久財源で確保すべきであると考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、山本代理人、お願いします。

山本代理人 連合の山本でございます。

私のほうからは、まず公定価格について、今回、経営実態調査の地域区分、定員規模、法人規模別の集計もお示しいただきまして、ありがとうございました。しかし、有効回答率が52%にとどまる今回の調査結果というのは、公定価格の見直しの根拠とするにはやはり精度が低いと言わざるを得ないと言いたいと思っています。そもそも事業費が保育士の人件費や処遇改善、つまり質の確保というところに適切に使用されていなければ、収支差の率が低いからといっても適切な経営かは判断できないと思うからです。調査結果の精度向上と正確な実態把握に向けて、事業所の情報公開による見える化を進めるべきと考えます。

例えば東京都は、キャリアアップ助成金の満額取得要件に財務情報などを広く一般に公開することを義務づけています。こういうことを見ますと不可能なことではありません。

一方で、情報公開を進めるというためには、事業所側と行政側の事務負担軽減も必至です。全国統一の財務情報共有システムの開発とか、保育所の事務職員の雇上費加算などを活用して事務負担を軽減して情報公開を進めていくということが必要ではないかと考えます。

新しい経済政策パッケージについてですが、2ページに示してあります「幼児教育の無償化」の対象についてですが、子ども・子育て支援新制度の対象施設を利用する全ての3歳から5歳ではなく、同施設を利用する全ての非課税世帯を対象とすべきではないでしょうか。理由として1点目は、待機児童解消が最優先課題であるためです。女性就業率の伸びや潜在的待機児童を考えれば、無償化よりもまず保育士や保育施設の確保が求められます。これは先ほどから何人かの委員の方が重ねておっしゃっておられました。

2点目としては、無償化は比較的所得が高い世帯に有利に働いているという実態、所得再分配と逆の働きをしてしまうのではないかと懸念するからです。非課税世帯

から対象にして段階的に所得制限を外すことで対応すべきではないでしょうか。

8 ページに財源について示してありますが、2019年10月に予定されている消費税の引き上げを前提としてと記載があります。しかし、政府は2015年3月に閣議決定した少子化社会対策大綱の中で、子ども・子育て支援新制度の実施において質の向上分も含めた1兆円超の財源確保に最大限努めるとしてありますが、2017年度の予算では3,000億円不足しております。政府はこの閣議決定を踏まえ、消費税増税を待たずに財源を確保し、子どもの健全な育成を保障するため、保育士の配置基準の改善などを確実に実施すべきと考えます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

幾つか御質問がありましたのでお答えいただきたいと思っておりますけれども、ちょうど今、15時で終了予定時刻ではありますが、少しお時間を延ばさせていただきたいと思っております。

では、事務局。

西川参事官 処遇改善加算につきまして、御質問、御意見をいただきました。特に今年度からスタートいたしました4万円の処遇改善加算につきましては、これまでの仕組みと随分異なるものですから、実際に都道府県のほうでどなたに加算を行うのかという認定の手続、都道府県・政令市・中核市でまず認定の手続を行ったり、市町村が各法人のほうに給付を行う、そして各法人でも給与規程等々の見直しということですので、理事会や評議員会の手続があるということもございますので、我々が当初想定した段取りよりもおこなわれていると認識していますので、弾力的な取り扱いにつきましても、この5月、10月とFAQのような形でお示しいたしています。また、4月に遡及して給与改善ができるということにしています。今回の29年度からの処遇改善につきましても遡及ができます。

また、駒崎委員から御指摘がございました企業主導型の保育につきましても、一般の保育所・幼稚園に比べましていろいろなところで柔軟なやり方でこれまでも進めていますので、具体的な方法につきましても、速やかにお示ししたいと思っています。

駒崎委員 つくはつくのですか。処遇改善 がつくはつくのですね。

西川参事官 そうですね。 ですね。

駒崎委員 も。

西川参事官 もつきます。

駒崎委員 ですよ。わかりました。

西川参事官 それから、経営実態調査の具体的な読み方につきまして、技術的な御質問をいただきました。この特別増減とか、あるいはサービス活動外増減とか、今回の収支の状況を計算するに当たりましては、一時的、臨時的な費用というものは収入なり費用から除外して計算をいたしています。特別増減というところにつきましては、基本的には施設整備費の補助金だったりそういったものを除いたり、あるいは今回の御意見でもいろいろございました本部繰り入れというものも今回は除外をいたしています。これのあり方が本当にいいのかということは御指摘いただいています。

また、サービス活動外増減というところであれば、利息収入だったり、借入利息支出、金融収益、金融関係の支出についても除外をしていますが、この点も、これまでの部会の中で御意見をいただいていますので、資料の中でもその点が記載されているところです。

それから、一定規模の法人についての調整措置とは具体的に何なのかということですが、けれども、これまでのこの部会の中では、一定規模の法人については管理費用というものがどのような業界でも一定のコスト削減努力があるのではないかとということで、そういった意見も踏まえながら記載されているものです。

それから、何度も御意見いただいています地域区分の在り方につきましては、我々も認識は共有いたしているということ、とりあえず申し上げます。

いろいろな検討課題がある中で、どういった時間軸で検討していくのかということですが、けれども、優先順位づけをしていきながら、特に子ども・子育て支援法の中で何ら措置をしなければ消えてしまうような規定ですとか、優先的に検討しないといけない項目とそうでない項目とを分けながら、検討していかなければいけないと考えています。

公立保育園につきまして、今回の経営実態調査の中でもデータを載せていますけれども、少し工夫をして、公立園の経営の状況ももう少し見えるようにしないといけないのではないかという御意見が寄せられています。次回、何らかの形でまたこの調査をやることになると思いますが、工夫できるように検討を進めたいと思っています。

無藤会長 ほかにいいですか。

では。

巽保育課長 医療的ケアの保育の拡充の話と病児・病後児保育の話がございました。これにつきましては、前回は御説明しましたけれども、来年度の予算編成に向けて、特に病児保育につきましては季節によって運営が、いろいろな収支差が出てしまうという問題もございますので、そういったことも踏まえて、今、検討しているところでございます。

無藤会長 どうぞ。

安田参事官 内閣府の認定こども園担当でございます。

御指摘を受けましたキャリアアップ研修の認定こども園の方針につきましては、現在、文科省、厚労省、最終的に文言調整中でございますので、確認がとれ次第、すぐお流しする予定でございます。

以上です。

無藤会長 どうぞ。

大川委員 私が言った最大の点は、こういった実態調査に病児保育も同じ俎上に上げていただいて、ほかの保育所勤務の人とどんなにアンバランスであったという実態を皆さんと一緒に共有したいという意味で発言したわけです。

以上です。

無藤会長 わかりました。

とりあえずはよろしいですか。

時間の関係で大分簡潔ではありましたが、要点、今後の方針は出していただいたと思います。ありがとうございました。

今後でございますけれども、資料1で「公定価格に関する議論の整理（案）」を出させていただきました。きょうもさまざまな御意見を頂戴いたしましたので、それを含めながら修正させていただいて、改めて整理させていただきたいと思います。

内容につきましては、私、会長一任ということでとりあえず整理をさせていただければと思います。この整理された資料については、次回、委員の皆様にご報告できるかと考えております。もちろん、整理ですので、ここで何か決定するという種類の一任ではありません。

どうぞ。

渡邊委員 先ほどの公定価格の議論の整理で「教育・保育の質の向上」の今後の方向性ということでほかの委員からも出ておりますけれども、まずはやはり0.3兆円の予算規模が絶対的なものがあるわけでありまして。これから政府の予算折衝で概算要求しているものがあるわけでありまして、ぜひ、我々も努力はしますけれども、3省あわせて質の向上に関する予算獲得について努力いただきたいと、そのことを自治体でもあり、またそれぞれの関係の立場の皆さん方もこぞってそう思っていると思いますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上です。

無藤会長 それは十分認識して努力はしますけれども、きょういろいろ議論いただいた無償化という非常に大きなことと、同時に、質の向上を目指すというのが我々の会議の共通認識であると考えております。

先ほどの続きをもう少しですけれども、今、公定価格の見直しにつきまして、平成30年度から検討すべきであるということであるわけですが、きょうも皆様の中でさまざまな御意見をいただき、その中には慎重に進めるようにという御意見もありました。また、この調査そのものについてもいろいろな意見をいただきましたけれども、初めての経営実態調査の中で十分でないところ、あるいは実態に迫り切れていない部分があるということもごもっともだと理解しております。そういうことで、皆様方からいただいた意見をこの会議としてももちろんであります。政府のほうにしっかりと受けとめていただいて、関係府省に今後の予算編成に臨むときに大いに心がけていただく。そしてまた、本会議を含めて今後の公定価格のあり方について整理された課題につきまして、引き続き議論をする。この場で行っていくということを申し上げたいと思います。

事務局はよろしいですか。

ということで、御了解いただき、また次回等の日程は改めてということになりますけれども、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日、第33回「子ども・子育て会議」を終了させていただきます。お疲れさまでした。